

# 埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱

## (県土整備部)

### (目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性と工事の特殊性にかんがみ、埼玉県県土整備部が発注した建設工事を、優秀な成績で完成した県内の建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 第1条において「県内の建設業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所が県内にある建設業者とする。

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、県土整備部が発注する建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、次の各号のいずれかに該当し、他の模範とするに足る施工を行った建設業者に対して行うものとする。

- (1) 適正な施工管理により、特に優れた出来ばえをもって工事を完成した建設業者。
- (2) 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績をもって工事を完成した建設業者。
- (3) 現場管理、施工技術、仕事に対する熱意等が優れている建設業者。
- (4) 高度技術、創意工夫などにより、コスト縮減を図った建設業者。
- (5) その他、公共事業の遂行に著しく貢献した建設業者。

### (欠格事項)

第4条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかった場合。
- (4) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関

し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第5条 第3条の規定に基づく表彰の候補者は、実施基準の定めるところにより、建設工事を所掌する総括監督員又はその他の関係職員が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第6条 第3条の規定に基づく表彰の候補者について、その可否を審査するため各課(所)に審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、原則として別表第1の職にある者を各課(所)長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、各課(所)長が決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、年1回各課(所)長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(実施基準)

第9条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 6月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第 1

1 本庁各課

区 分	職 名
委 員 長	副課長（技）
副委員長	副課長（事、技）
委 員	課長が指定する副課長（事、技）、又は主幹（事、技）相当職

2 県土整備事務所

区 分	職 名
委 員 長	副所長（技）
副委員長	副所長（事、技）
委 員	所長が指定する副所長（事、技）、部長（事、技）、担当部長、又は施工監理主幹相当職

3 2以外の事務所

区 分	職 名
委 員 長	所長が指定する副所長（技）、又は担当部長（技）
副委員長	所長が指定する副所長（技）、又は担当部長（事、技）
委 員	所長が指定する部長（事、技）、又は担当課長（事、技）相当職